

3.13 重税反対中京区集会実行委員会

代表 松家幸治

申入書

安倍政権の下で消費税 8%増税が強行され実質賃金も個人消費もマイナスとなり国民の生活苦は増大しています。その一方で大儲けの大企業には法人税減税を実施し「格差と貧困」が広がっています。

中小業者・労働者・年金者・女性が結集する「3.13 重税反対中京区集会実行委員会」は、消費税大增税・庶民大增税に反対し、大企業・大金持ち優遇の不公平税制の改善を求めるものです。合わせて納税者の権利を尊重し、日本国憲法に基づく租税法律主義を厳格に執行する税務行政を行うことを求めて、下記事項を申入れします。

記

【今年の確定申告に関して】

- 1、森友疑惑で行政への信頼を失墜させた佐川宣寿国税庁長官は直ちに辞任すること
- 2、マイナンバー（個人番号）の記載がなくても確定申告書等提出書類を受け取ること。「申告書等提出票」の作成・提出を強要しないこと
- 3、確定申告書記入にあたり所得税法で定められた必要事項(所得税法 120 条)以外の記載を求めないこと。収支内訳書の添付がなくても申告書の受け取りを行い添付の強要はしないこと
- 4、「年金収入 400 万円以下」の場合でも、個人の申告権を尊重すること。また、還付申告や住民税申告の説明を丁寧に行うこと
- 5、税金の還付について収支内訳書の添付は必要要件ではない。収支内訳書の添付がなくても法に基づき直ちに納税者に還付すること
- 6、記帳について小規模事業者の取引慣行や事業実態に即した記帳、自己が残した記録を尊重すること
- 7、消費税など一括納付が困難な納税者の相談に対し、「換価の猶予」「執行の停止」など法律に基づく納税緩和措置を積極的に活用し、納税者の生活実態を無視した強権的な徴収は行わないこと
- 8、消費税 10%増税は中止すること。免税事業者を商取引から排除し廃業に追い込み過大な事務負担を強いる「インボイス制度」と「複数税率」制度の導入を中止すること。輸出戻し税の制度は見直すこと。憲法が保障する応能負担、生活費非課税の原則を守るため基礎控除を大幅に引き上げること。給与所得控除の縮減は中止すること。タックスヘイブンを利用した税逃れを許さず適正な課税を行うこと。以上を関係機関に上申すること

【税務調査に関して】

- 1、税務調査は、申告納税制度を踏まえ、納税者の協力・承諾のもとに行うよう徹底すること。国税通則法の法的手続きを遵守すること
 - ①国税通則法第 74 条の 9 に基づき、事前通知を税務署長名の文書で行なうこと。税務調査の理由を開示すること。事前通知を行なわない場合、その理由を説明すること
 - ②税務調査なのか行政指導なのか判別不能な「お尋ね」「呼び出し」文書の発行はやめること
 - ③「税務運営方針」を徹底し、納税者の承諾がない反面調査は行わないこと
- 2、税務調査の立会いは、国民が権力を監視する納税者の当然の権利である。「守秘義務」を理由にした立会い排除は行なわないこと

以上